

公益財団法人ミモカ美術振興財団役員等の報酬規程をここに定める。

(平成22年7月23日規程第16号)

改正 平成24年2月24日 告示第3号

改正 平成26年2月26日 規程第3号

公益財団法人ミモカ美術振興財団役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第17条及び第33条の規定に基づき、公益財団法人ミモカ美術振興財団の役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員等にあつては本給とし、非常勤役員等については、非常勤役員等手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支給するものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支給すべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の月額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人ミモカ美術振興財団職員就業規則(平成20年規則第1号)(以下「職員就業規則」という。)第34条の10の規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表(役員等の報酬月額)に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員就業規則第37条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員就業規則第37条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員就業規則の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(非常勤役員等手当)

第7条 非常勤役員等の非常勤役員等手当については、第5条の規定を準用する。

2 第4条の規定は、非常勤役員等手当の支給日について準用する。この場合において、第4条中「役員等の報酬」とあるのは「非常勤役員等の非常勤役員等手当」と読み替えるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人ミモカ美術振興財団の設立の登記の日から施行する。(平成22年7月23日理事会議決)

附 則(平成24年2月24日告示第3号)

(施工期日)

1 この告示は、評議員会で議決の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年2月26日規程第3号)

(施工期日)

1 この規程は、評議員会で議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

(単位:円)

号	報酬月額
1号	200,000
2号	250,000
3号	300,000
4号	350,000